

第90回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

令和元年9月24日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金澤孝良	2番	児玉雅善
	3番	加古原瑞樹	4番	千種和英
	5番	小林裕和	6番	廣利一志
	7番	竹内日出夫	8番	石堂基
	9番	岡本義次	10番	金谷英志
	11番	岡本安夫	12番	西岡正
	13番	平岡きぬゑ	14番	山本幹雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	山 田 裕 彦
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	衣 笠 俊 博
	商工観光課長	真 岡 伯 好	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	重 崎 勇 人	上 月 支 所 長	和 田 始
	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫	三日月支所長	服 部 吉 純
	会 計 課 長	大 永 克 司	教 育 課 長	宇 多 雅 弘
	生涯学習課長	安 東 文 裕		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- | | |
|------------------|---|
| 日程第 1. 議案第 19 号 | 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 2. 議案第 20 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 3. 議案第 21 号 | 佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 4. 議案第 22 号 | 佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 5. 議案第 23 号 | 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 6. 議案第 28 号 | 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 7. 認定第 1 号 | 平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 8. 認定第 2 号 | 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 9. 認定第 3 号 | 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 10. 認定第 4 号 | 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 11. 認定第 5 号 | 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 12. 認定第 6 号 | 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 13. 認定第 7 号 | 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 14. 認定第 8 号 | 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 15. 認定第 9 号 | 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 16. 認定第 10 号 | 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 17. 認定第 11 号 | 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 18. 認定第 12 号 | 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 19. 認定第 13 号 | 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 20. 認定第 14 号 | 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 21. 認定第 15 号 | 平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 22. 議案第 41 号 | 財産の取得の変更について（一般事務用パソコン 110 台及び周辺機器一式） |
| 日程第 23. 議案第 42 号 | 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 24. 議案第 43 号 | 工事請負契約の締結について（町道久木原線道路防災工事） |
| 日程第 25. | 閉会中の常任委員会所管事務調査について |

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、日程に入ります。

- | | |
|-----------------|--|
| 日程第 1. 議案第 19 号 | 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 2. 議案第 20 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 3. 議案第 21 号 | 佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 4. 議案第 22 号 | 佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 5. 議案第 23 号 | 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1 から日程第 5 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第 5、議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号及び議案第 23 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長 千種和英君 登壇〕

総務常任委員長（千種和英君） おはようございます。

それでは、本定例会におきまして、総務常任委員会に審査を付託された案件の審査結果についてご報告させていただきます。

まず、審査日時は、令和元年 9 月 12 日、午前 9 時 26 分に開会をいたしました。

審査場所については、第 1 庁舎西館 3 階、議員控室です。

出席者は、総務常任委員会委員 7 名、当局からは、町長、教育長、総務課長、総務課総務人事室長、同室室長補佐、同室人事給与係長、教育課長及び教育課教育推進室長。事務局

からは、局長及び局長補佐の出席でございました。

まず、議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての審査に入りましたが、関連がありましたので、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてもあわせて追加説明を求めました。

追加説明の中では、この件につきましては、臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化について、一般職に属する非常勤職員が会計年度任用職員に統一されるという法改正があったための条例が必要になったという理由でございました。

臨時・非常勤職員と会計年度任用職員の違いを示した上で、今回の提案は議案第 19 号の条例については、会計年度任用職員の給与と費用弁償を定める条例であり、内容的には、フルタイム職員においては、給料、通勤手当、ほか時間外、休日勤務、夜間勤務、宿日直手当と期末手当、これが支給される。パートタイムの給与については、給料ではなく、報酬を支給する。ベースになるのが基準月額ということになる。あと、フルタイムの職員と同様に特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、手当に相当する部分を報酬に加えて一緒に支給するという仕組みであるということです。あと、期末手当、フルタイムの職員と同様に手当として支給されるという内容でございました。

会計年度任用職員給料表、これはあえて議案第 19 号の条例には、表記はしていないが、職員の給与条例の行政職給料表、技能労務職給料表を、そのまま引用するということでした。

会計年度任用職員が出張した場合の旅費の扱いについては、フルタイム職員については、当然、旅費という形で支給。会計年度任用職員については、費用弁償、これは非常勤の特別職と同じような扱いになるということでした。

議案第 19 号の条例には規則をつけてありますが、その規則は、条例に書ききれない、いろいろ細かい部分が加えてございます。

議案第 20 号の関係資料として、一般職に属する非常勤職員が会計年度任用職員に統一されるということで、議案第 19 号で説明した給与、費用弁償を定める関係、佐用町では 6 本の条例改正が必要。その 6 本の条例改正を一括で改正するのが、この議案第 20 号であるとの説明がありました。

職員の定数条例であります。職員の定数は現在 259 人ということですが、この定数に入る対象の職員は常勤職員ということで、しかも任期の定めのない常勤職員が対象となり、会計年度任用職員はフルタイムの職員であっても、この定数に入らないということが、ここに謳ってある。

臨時職員という文言を使ってありましたが、臨時的任用職員というようふうに文言を法律どおりに定めるといふ条例改正であるという説明がありました。

2 本目の条例については、職員の分限及び懲戒に関する手続き及び効果に関する条例ということで、任期の定めのない常勤職員については、3 年を超えない範囲で休職の期間を定めるといふことになっているが、会計年度任用職員には、当然、会計年度内の任用期間しかないのです、3 年ではなく、その任期の範囲内ということに改めてあります。

そして、減給です。処分によっては減給という場合がありますが、会計年度任用職員のパートタイム職員は給料でなく報酬ということになっております。手当相当額を除いた基準月額、ベースの部分だけの報酬が減給の対象になるということが書いてあります。

そして、3 つ目は、職員の育児休業等に関する条例ということで、会計年度任用職員には期末手当は支給されるが、勤勉手当は支給されません。勤勉手当の規定ですが、勤勉手当が支給されない会計年度任用職員については、その除外規定をここで示してあります。

育児休業明けの昇給については、育児休業中は、その職員の昇給、時期が来ても昇給な

しに、育児休業明けに、そのへんを調整して昇給してあるわけですが、会計年度任用職員については、普通であれば4月1日、採用時に、いろいろ格付等を考えて、実質的には、これが昇給になります。昇給というのは、いわゆる法律でいうところの昇給ではありませんので、育休明けの昇給調整というところから会計年度任用職員を除外するということを規定してあります。

改正のポイントは3点で、1点目は、非常勤職員という文言を、給与条例から除く。そして、2点目は、別表、そこから非常勤職員の報酬、給料表を削除するといった内容。そして、3点目は非常勤に、それ以外の職員、常勤職員の…、常勤以外の職員の給与については、別に定めるということを、ここで宣言してあります。

説明が終わりましたので、ここで質疑を求めました。

質疑に関しては、定数条例で職員を増やして変えていくことができるということになっているが、それでいいのかということですが、それに対しては、定数条例については、議会に諮って議会の同意を得ることができれば、変えられることができるが、佐用町は逆に、どんどん減らしていつているのが現状である。

また、質疑として、懲戒に関する手続きで、懲戒については、どうやって決めるのかという質疑に対して、懲戒処分は審査会という組織があり、その規則に則って審査して処分を決めるとの答弁がありました。

また、質疑として、先ほどの懲戒の審査会のメンバーはということに関しましては、答弁として、副町長、総務課長、教育長、会計課長であるという答弁がありました。

また、任用期間についてです。従来、今、現行では、再度任用可と括弧書きがしてありますが、毎年任用するという形になるのかという質疑に関しましては、会計年度は、あくまでも会計年度内ということなので、一旦、3月31日に失職という形になる。再度、4月1日から任用を行うという、制度上は、そういうふうな形になっておりますが、ただ、佐用町においては、そういうわけにはいかないの、継続して任用という形を実際にはとるようにしてあるという答弁がありました。

また、臨時・非常勤職員と会計年度任用職員の違いというところで、年休、休暇の制度なんですけれども、それに関しての細目、規則等で、案はあるのかという質疑に対しましては、休暇等については、今現在、佐用町は国の非常勤職員の制度に則っているの、基本的には、今とは、ほぼ変わらないという答弁でした。

また、労働組合等に事前には、どうなんでしょうか。意見を聞くとか、そういう場は持たれているのかという質疑に対しては、ひまわり労組という職員組合があるが、月1回ペースぐらいで、ずっと協議を重ねてきてある。今回の件に関しては、8月22日に、今回の条例案に一定の理解を示していただき、正規職員の職員組合同席のもと、確認をし、確認書に調印をしてもらった。

また、補足として、職員組合、労組だけではなく、この対象となる244人の職員が現在いるが、こういうふうに制度が変わるというような説明会を、条例、この議会で承認があれば、職員全員を対象に、こういった説明を細かくして、今後のことの不安のないようにしたいと思っているという補足がありました。

質疑は以上で、討論に移りました。

討論については、反対討論がありました。これは、制度上の改正に伴って出てきたもので、先ほどの説明の中でいって、今の臨時職員から任用職員に対して、改善点も見られるが、不安定な雇用の増加。それをつくるというような基本的なところで問題があるので賛成はできないとの反対討論でした。

賛成討論もありました。賛成討論は、不安定というよりも、より待遇を改善するという意味、それから、はっきりさせるという意味で、今回の改正は当然であるという討論があ

りました。

ほかにありませんでしたので、討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成多数によって、議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 20 号の質疑を求めました。

20 号の質疑に関しては、単身赴任手当というのが記載されているが、これは実例はあるのかということに関しましては、単身赴任手当、現在、非常勤の職員については、今まで実績がありません。ただし、正規職員については、宮城県の山元町のほうに行った職員があるので、その時に実績あるという回答でございました。

質疑は、以上で終結をしました。

討論に入りました。討論は反対の討論がありました。

反対の討論、内容的には、また、討論の時に示すが、反対の立場だけ表明しますという反対討論でありました。

賛成の討論を求めました。賛成の討論は、地方自治法、上位条例の改正に伴うもので、当然、必要な条例なので賛成をするという討論でございました。

ほかに討論はなく、討論を終結し、採決に移りました。

採決の結果、賛成多数で、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決をされました。

続きまして、議案第 21 号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定についての審査に入りましたが、こちらに関しても関連がありますので、議案第 22 号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について、及び議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、あわせて追加説明を求めました。

追加説明の中では、今回、条例制定は、いじめ防止対策推進法という法律に基づいて設置をしようとするものであり、平成 25 年に制定された法に基づいて設置をしようとするものである。いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のために対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするという目的が説明されました。

目的の中には、大きく 3 つです。

まず、1 点目は、いじめというものが重大な問題であるということを、ここで再確認、再認識しようといったことが第 1 点です。

2 点目は、いじめというものが学校で起きた当事者間同士の問題だけではない。国及び地方公共団体も、その責任を持って対応しなければならない社会的な問題である。

そして、3 点目が、そのいじめを防止するために、総合的に国を挙げて、地方公共団体を挙げて、総合的に、効果的に取り組みなさいというのが、この法律の趣旨である。

町として、どういった委員会を設置しようかとするのが 2 つであります。

議案第 21 号については、教育委員会が設置する問題調査委員会。

議案第 22 号が、町長部局のほうで設置する問題再調査委員会の設置条例である。

議案第 23 号については、その報酬を定める条例であります。

なお、この条例制定に当たっては、6月の総合教育会議、そして、7月の定例教育委員会の中でもお諮りし、承認をいただいて進めていくものであるという説明を受けました。

質疑を求めました。

質疑としては、いじめ対策推進法、平成25年7月の施行ではあるが、この問題調査委員会条例は、もっと早くに制定ができなかったのかということに対しては、早くから設置されたという市、町もありますし、まだ、設置されていないところもある。ただ、県からの指導もあり、このたび制定するという運びになったという答弁でした。

また、委員の人数は、5人というのは少ないのではないのか。公平な立場というか、具体的に、それぞれの地域で弁護士、臨床心理士、精神科医とか、具体的にどういった方になるというのを明確にしたところもあるが、佐用町では、具体的な職業の方は決定をされていないのかという質疑に対して、この条例で定めようとしているのは、教育、心理、医療、福祉、法律等、それぞれの事象に応じた、その時に検討したいという思いから、具体的な名前までは挙げていないという答弁でした。

質疑は、以上で終結し、議案第21号を採決いたしました。採決の結果、賛成全員。よって、議案第21号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定についての審査に入りました。

質疑を求めました。

質疑の中では、第21号の教育委員会を選んだメンバーが、今回の再調査委員会のメンバーと重複してもいいのかということに関しましては、21号、町長部局の委員会のメンバーはなれない。別の方を選ぶ必要があるという質疑がありました。

質疑は以上でした。質疑を終結し、討論を求めました。討論はありませんでした。討論を終結し、議案第22号を採決いたしました。採決の結果、賛成全員、議案第22号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑を求めました。質疑はありませんでした。質疑がありませんでしたので終結し、討論を求めました。討論はありませんでした。討論を終結し、採決を行いました。採決の結果、賛成全員、よって、議案第23号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上が、本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件の審査の結果でございます。

詳しくは、また、後ほどの議事録をご参照ください。以上でございます。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第19号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず、日程第1、議案第19号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に対して、反対討論を行います。

この条例は、法として、正規職員を原則とする地方公務員法に 1 年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、2020 年 4 月から臨時・非常勤、佐用町の場合 244 人を移行するものです。

佐用町の職員定数は、現在、259 人。1 年間の会計年度の範囲で任用される、いわゆる低賃金、低待遇で首切り自由な職員が増大するとともに、正職員が非常勤に置きかえられ、正職員の削減につながる危険性があります。

また、会計年度任用職員は、いつまでも非正規雇用、いつまでも雇用どめ可能という劣悪で不安定な状態が続く危険性があり、合法的な人員の調整面となる可能性を否定できません。

期末手当の支給、規定が盛り込まれたことについては、改善として当然のことと認識しています。

また、総務常任委員会審査では、再任は面談により判断すること。月額基本給の引き上げなど、ひまわり労組に了解が得られているという説明は大切な点で、この点については、評価します。

保育士の半数が非正規であり、労働条件の改善、保育の質の確保のために、非正規職員の正規化を進めるとともに、均衡待遇を図っていくことが大切であることを指摘し、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） はい、次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例制定は、平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定める必要が生じたため、制定するものである。

この条例制定により、会計年度任用職員の任用区分や採用方法、また、勤務時間や任用期間、さらに給与や昇給、期末手当の支給や職員の身分も明確になり、待遇面でも改善されるものである。

昨今、同一労働、同一賃金とよく叫ばれていますが、これは、一朝一夕には実現できませんが、この面、この点でも一歩前進と言える条例であると思います。

現在、いわゆる臨時職員は 244 名おられます。労組の了承も得ていると聞きました。その方たちの待遇面の改善と身分と地位が明確になる条例であり、賛成します。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 19 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に反対の立場で討論を行います。

議案第 19 号で指摘したように、国の法律は、正規職員を原則とする地方公務員法に 1 年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、2020 年 4 月から臨時・非常勤、佐用では 244 人を移行するというものです。

1 年間の会計年度の範囲で任用され、合法的な人員の調整面となる可能性を否定できません。

以上指摘し、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、先ほど、可決されました議案第 19 号と同じく、いわゆる上位条例と言われる地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、それに伴い佐用町の関係条例を改正することが必要になったためである。

第 1 条、佐用町職員定数条例から第 6 条、佐用町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例までで、それぞれの文言の改正や削除、及び項ずれの解消などであり、地方公務員法や地方自治法との整合性を持たせるため必要な条例であり賛成する。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 20 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 21 号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号、佐用町いじめ問題調査委員会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 4、議案第 22 号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号、佐用町いじめ問題再調査委員会条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 5、議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 28 号 佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第 28 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） それでは、ご報告させていただきます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について、報告をさせていただきます。

審査日時は、令和元年 9 月 13 日、審査場所は、本庁舎西館 3 階、議員控室です。

出席者は、産業厚生常任委員会委員全員と議長。当局からは、町長、総務課長、健康福

祉課長、同課子育て福祉室室長補佐。事務局からは局長と局長補佐であります。

まず、議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての追加説明を求めました。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が本年 5 月 31 日に公布され、また、8 月 30 日付官報に内閣府令の正誤表が公表された。

町条例は、国の運営基準を基にしていることから、今回改正された用語の整理と食事の提供に要する費用の取り扱い等について一部改正するものである。

今回の一部改正の趣旨は 3 点あり、その 1 点目は子ども・子育て支援法の改正により子育てのための施設等利用給付が新設されたので、教育・保育給付と区別をするために用語を整理している。条例中の用語「支給認定」を「教育・保育給付認定」に。また、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に。それから、「支給認定子ども」を第 4 条から第 36 条、及び第 51 条と第 52 条では「教育・保育給付認定子ども」に。第 37 条から第 50 条では「満 3 歳未満保育認定子ども」にそれぞれ改正している。

2 点目は、食事の提供に関する費用の取扱いについての改正。食事の提供に要する費用のうち、保育園の主食費については、現在、「白ご飯」を持参して保護者の費用負担となっているが、今回、国の法改正では 10 月からの幼児教育・保育の無償化の対象は保育料のみとし、これまで保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外として保護者から徴収するというものになっている。しかし、本町では、以前より町独自事業として「第 2 子以降の保育料無償化」を実施してきており、今回の国の制度どおりに実施すると、これまで無償であった保護者に副食費の費用が発生することになるため、町独自施策として、副食費は徴収はしないということにする。なお、幼稚園においては、これまでも第 2 子以降保育料無償対象の保護者にも給食費として主食費及び副食費を徴収していたので 10 月以降も同様とする。ただし、法改正により、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降の児童の副食費は無償化の対象となる。食事の提供に要する費用は、基本的には 10 月以降も保育園、幼稚園ともに、これまでと同じになる。

3 点目は、特定地域型保育事業者の連携施設確保義務の緩和及び免除で、特定地域型保育事業者は、必要な教育・保育が確実に、また、継続的に提供されるよう認定子ども園、幼稚園又は保育園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされている。条例第 42 条第 2 項から第 5 項にかけて、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められた場合であって、一定要件を満たせば連携施設確保の緩和が受けられるようになる。また、条例第 42 条第 8 項に保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満 3 歳以上の事業所内保育事業を行うもので、町長が適当と認める場合には、連携施設の確保を免除することができるようになった。さらに附則第 4 条に民間事業者の参入等による支援が認められる場合には、連携施設の確保を条例施行の日から起算して 10 年間に延長されるようになる。現在、特定地域型保育事業は、町内に該当する事業者はいないが、今後のために条例整備をするものである。

そのほか、今回の条例の一部改正に伴い、細かな文言等の改正も行っているとの説明を受けました。

主な質疑では、本町の独自施策でもあるが、ゼロ歳から 2 歳の住民税課税世帯が保護者の負担となるが、その額はについて、保育料がかかるのが、ゼロ歳から 2 歳の第 1 子で住民税課税世帯になる。9 月に保育料の算定替えをしたので、今現在、33 人が対象で、合計月額で 59 万 3,200 円になるとの答弁。

また、ゼロ歳から 2 歳の第 2 子以降は、町単独でみているが、どのくらいの額になるのかについて、対象者は 70 人で、総額で 78 万 3,000 円になるとの答弁。

次に、年間 700 万円ほどの保護者負担になるが、全額無償化する考えはないのかについて、国の改正がある前から子育て支援として町独自で取り組んできた考えを継続するとの答弁。

また、次に、10 月からの無償化に伴い、保護者負担は、本年度の予算が前年度に比べ約 1,000 万円の減となっている。これに伴って町費の持ち出しは、どれぐらい増えるのかについて、今年度の 10 月からの無償化については、3 歳から 5 歳の無償化の部分は、全額子ども・子育て臨時給付金が 100 パーセント補填される、来年度以降は、交付税算入になる予定で、4 分の 1 の町負担になると聞いている。従来よりは、町の持ち出しが減る見込みとの答弁。

また、食事の提供に要する費用で、幼稚園は、従来の佐用町独自の取り組みを、さらに進めた形になる。費用の負担が発生すると思うが、マリア幼稚園の副食費の免除対象や額が調整中となっているが、調整内容は。また、副食費の免除は、マリアの場合、長期入院であるとか、長期間通所できない場合の免除額の考え方はについて、マリア幼稚園は、町給食センターに委託していて、主食費も副食費も含めて給食費となっている。現在、給食センターに、主食費、副食費の金額について問い合わせをされていて、金額が確定していない。長期入院等については、1 カ月丸々来れないのであれば、副食費は徴収しないと考えられる。幼稚園の現状とあわせて対応していくとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。挙手、全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議録をご参照いただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。
これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 28 号は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号、佐用町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 7. 認定第 1 号 平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 2 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 3 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 4 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 5 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 6 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 7 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 8 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 9 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 10 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 11 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 12 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19. 認定第 13 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 20. 認定第 14 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 21. 認定第 15 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7 に入ります。

日程第 7 から日程第 21 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 7、認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 21、認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 15 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員長、金谷英志君。

〔10 番 金谷英志君 登壇〕

10 番（金谷英志君） 第 90 回定例会において審査を付託されました認定第 1 号、平成 30

年度佐用町一般会計歳入歳出決算から認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、全議員による決算特別委員会を開催いたしましたので、概要を述べ、委員会報告といたします。

第 1 日は、日時は、令和元年 9 月 3 日、午前 9 時に開会し、午後 2 時 22 分に散会しました。

場所は、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 階議場です。

出席を求めたものは、議員全員と当局からは、町長、教育長、総務課長、企画防災課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、高年介護課長、農林振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、上月支所長、南光支所長、三日月支所長、会計課長、教育課長、生涯学習課長。各審査項目において、関係課の室長及び担当職員。事務局から、局長、局長補佐であります。

なお、副町長より病気入院中のため欠席の届けがありましたので、受理いたしております。

それでは、認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

財産に関する調書では、土地の増減についての説明を求める質疑に対し三河小学校の用地の寄附分や朝霧園の用地取得との答弁がありました。

兵庫県農業後継者育成基金出資金の年度中の増減理由については、事業促進を図る上で、低金利による利子運用での事業実施が困難であり、その本来の目的を達成するためには、基金を取り崩して事業運営をする決定があり、それに基づく取り崩しであるとの答弁がありました。

それに対し、出資金に手をつけなければ事業運営ができないという取り扱いなのであれば、それに対する町の判断と見込みはどの質疑があり、基金は、これまで運用益を活用することで造成されたが、低金利の中、しかも後継者の育成という喫緊の事業に対しては、その時に基金も取り崩して事業に充てていくということは適切な判断だとの答弁がありました。

それは、今後、各市町の出資分について、取り崩しをしていくという見込みになるということかの質疑に対しては、県の全体の事業の中で活用していくことから、毎年、どれぐらい取り崩されていくのかが不明だが、基金がなくなれば、また、ほかの予算、財源を考えなければならないとの答弁がありました。

これで、財産に関する調書についての質疑は終結し、続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入についての審議に入り、5 款、町税については、滞納繰越で、今年、目標を達成したのか。滞納者から継続的に納入されているのかとの質疑があり、個人町民税は目標を達成をしており、また、軽自動車税につきましては、目標を大幅に上回る結果となった。納税交渉の結果、分納誓約で納付をしていただいているとの答弁がありました。

未収分、滞納繰越分の徴収実績で、町税の総額について、今後の展開も含め、平成 30 年度は、なぜ上がらなかったのかとの質疑に対しては、徴収の額として、分母、いわゆる滞納繰越額が大幅に減少してきている。徴収の基本的な考え方は、滞納繰越の額、分母を減らすということが重要である。そういった中で、現実には、高額滞納者の方が、全滞納額に占める割合というのが、今でも半分以上を占めておるという状況にある。滞納者の状況を見ながら、徴収できない部分は、滞納整理という形で考えていかざるを得ないとの答弁がありました。

町税の不納欠損額について、事由別の件数はどの質疑については、執行停止 3 年経過による欠損 5 人。納付義務の消滅、いわゆる即時欠損 3 人。消滅時効 13 人ですとの答弁がありました。

不納欠損の実例はとの質疑については、即時欠損では、外国人就労者の帰国により徴収困難。法人で倒産している場合は、即時で不納欠損ができる。生活保護で、生活困窮で不納欠損になっているのが最も単純ではあるが、無財産という判断が非常に難しいところではあるとの答弁がありました。

これで5款、町税についての質疑は終結しました。

続いて、10款、地方譲与税、15款、利子割交付金、16款、配当割交付金、17款、株式譲渡所得割交付金、18款、地方消費税交付金、20款、ゴルフ場利用税交付金、25款、自動車取得税交付金、27款、地方特例交付金、30款、地方交付税、35款、交通安全対策特別交付金については、質疑なく終結いたしました。

続いて、40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料についての質疑に入り、改良住宅使用料滞納繰越金が調定額そのまま収入未済額となっている。理由はという質疑については、滞納者1名で全額、福祉上の措置も受けておられて滞っておるとの答弁がありました。

訪問診療等手数料、制度の仕組みだが、治療費の個人負担分ということかとの質疑については、治療の個人負担分であるとの答弁がありました。

今後、債権管理条例を運営していく中で、不能欠損等を経過も含めて決算段階では、件数等が把握できるものがあればいいのではないかととの質疑については、条例に基づいて不納欠損なり措置をした内容については、決算において、報告をしていくとの答弁がありました。

40款、分担金及び負担金、及び45款、使用料及び手数料についての質疑は終結し、続いて、50款、国庫支出金について質疑に入りました。

児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金の説明をとの質疑については、子育て支援センターに家庭児童相談員を配置しており、児童虐待のケースの見守り、児童の安全確保、確認のための体制強化で、非常勤職員の人件費の2分の1の補助であるとの答弁がありました。

これで、50款、国庫支出金についての質疑を終結し、続いて、55款、県支出金についての質疑に入りました。

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用弁償金の説明をとの質疑については、佐用町内で死亡、病院の診察等というような時に、必要経費について支給している。1人で費用としては、遺骨保管の手数料、官報に公告した費用、葬儀等の手数料であるとの答弁がありました。

自然学校推進事業補助金についての質疑については、2校が減ったとの理由だが、バスの事故等を受けて、バス代、費用がかさむということで、学校のほうが遠慮をされたのではないかととの答弁がありました。

これで、55款、県支出金についての質疑は終結し、続いて、60款、財産収入、65款、寄附金、70款、繰入金、75款、繰越金、80款、諸収入、及び85款、町債について質疑に入りました。質疑はなく、以上で、歳入についての質疑を終結しました。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳出についての審査に入りました。

5款、議会費についての質疑を行いました。質疑はありませんでした。

続いて、10款、総務費について質疑に入り、定住促進の支援事業助成金、新築、取得に関しては増えている。昨年度から増えた要因は何かとの質疑については、新築応援金については、18件である。賃貸住宅から新しい家を建てたという方が多いが、来年度以降の事業推進には、十分な検証、検討協議をする必要があり、前向きに検討を進めるとの答弁がありました。

男女の出会いサポート活動費、委託料で、婚活イベント4回が、3回に減っているが要因

についてはどの質問については、3社に見積もりを取って実施している。1社、4回することも可能だが、情報や女性の方の確保が難しい状況であるため、3社3回のほうが多岐にわたる情報で、より多くの女性が参加しやすいと判断し、出会いの回数を増やすという意味でも3回の実施としたとの答弁がありました。

成人式の今後のあり方についての議論はしたかとの質疑については、出席率 78 パーセントを超えるということで、他団体に比べれば多い。1月3日に実施していることも1つの要因だろう。日程については、議論は課内でしたが、成人式の内容自体は、今のところやっていない。今後も、この方向でいくという考えであるとの答弁がありました。

今現状、佐用まなび舎農園の経営状況についてはどうかとの質疑については、トマトの関係の経営状況については、キャッシュベースでのプラスマイナスゼロを目指して運営しているが、病気等発生した状況もあり、結果的に、前年度よりも 1,000 万円程度は売上額が上がっているが、販売経費も上がり、実質的な収益は赤字であるとの答弁がありました。

ふるさと納税業務委託料の返礼品について、新規就農で補助を出したりして、返礼品の取り上げというのは検討されたのかとの質疑には、新規就農では、メロンのほうを平成 31 年度出していただいたが、なかなか、供給が安定しないということで、セットのほうから外しましたが、応援はしているとの答弁がありました。

総務費についての質疑は終結し、続いて、15 款、民生費についての質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

続いて、20 款、衛生費について質疑に入り、歯科衛生費の訪問診療が実人数で 6 人という成果になっているが、訪問診療事業の実態はどうかとの質疑については、訪問診療事業、訪問診療にかかわる事業費である。成果として計上しているのが実態であるとの答弁がありました。

不妊治療支援補助金の対象者は何組かとの質疑については、対象者は 8 組との答弁がありました。

これで、衛生費についての質疑は終結し、続いて、25 款、農林水産業費についての質疑に入り、地域特産品の高付加価値化及び販売促進等業務委託料で、佐用風土オンラインの EC サイト、インターネット販売のサイト開設について、3 月開設ですので、時間もたっていないが、どれくらいの売り上げがあったのか。どれくらいの閲覧があるのかとの質疑については、今年度の 3 月に開設したため、ふれあいの里上月の商品、それから、ひまわり館の商品、まなび舎農園のトマトジュースといった形で運営をしているが、現在のところ大きな成果という形ではない。今現在は、ひまわり館が事務を担っており把握していないとの答弁がありました。

販売に関しての支援を手厚くすることで、その EC サイトに関しても認知度が高くないというところの改善は、よくインターネットで販売すればいいと考えるが、サイト制作費、実際に売れ始めてくると、維持管理、人件費というのがコスト的にかかってくる。そのへの対策はどの質疑については、相当の経費がかかるのが実態です。今現在から言うと、手数料を多くいただかざるを得ないという状況になる。また、問題となるのが送料関係である。なかなか難しい問題ではあるが、商工会からも意見等を聞き、振興策を図るとの答弁がありました。

新規就農総合支援事業で、課題や問題についての相談頻度をどう対応するつもりかとの質疑については、農林振興課も専門職でないが、課題、問題についての総括は伺っている。また、光都の農業改良普及センターと連携し、農業の相談、営農の相談を受けているとの答弁がありました。

課題、問題とも、そのあたりは共有化ができていいのかとの質疑については、毎月 1 回、町と農協、普及センターと定例の交流、情報交換会、週 1、2 回、普及センターの来町時

に相談をさせていただいているとの答弁がありました。

上月、南光ひまわり、味わいの里三日月の統合協議状況はとの質疑については、経営統合によって、人材の効率化、経費の削減ということで、統合の協議を進めているとの答弁がありました。

これで、農林水産業費についての質疑は終結し、続いて、30 款、商工費について質疑に入り、負担金補助及び交付金で、新規起業・創業支援事業助成金内容についての質疑については、平成 30 年度においては、3 件の申請があり、商工会等々と協議、審査をした結果、申請どおり 3 件の事業者の方に補助をしたとの答弁がありました。

平成 30 年度は 3 件の新規の起業があった。補助金として予算を執行している以上、経営状況というのは把握しているのかとの質疑については、おおむね順調にされていると考えている。ただ、非常に業態そのものが小さく 1 人による運営ということもある。事業継続を頑張っていたきたいとの答弁がありました。

因幡街道・千種川ロングライド in 佐用の開催補助金は減額傾向にあるが、運営自体のほうは順調に回って、今年度も問題なく開催できるようだ。今後の方針については、どうであるのかとの質疑については、スリム化を図るという前提で、予算計上しているが、参加者には、応分の負担はしていただく考え方を基本に、負担金については、当然、見直しもあり得る。参加者の皆様の負担金とスポンサーの後押し、サイクリング関係企業の支援金で運営できるような大会になればと考えているとの答弁がありました。

これで、商工費についての質疑は終結し、35 款、土木費についての質疑に入りました。

急傾斜地崩壊対策事業負担金の要件が緩和されたのかとの質疑については、県事業であり、認可要件等は変更ないとの答弁がありました。

住宅費で、町営住宅の入居率が、どのようになっているのかとの質疑については、佐用町で管理している住宅が 499 戸、政策空き家が 38 戸、それ以外の空き家が 83 戸という答弁がありました。

状態が変化し、空き家になっていっている側面もあるが、こうした空室の状況について、どのように把握しているのかとの質疑については、空き家の戸数が増えている。機会があるごとに放送等で入居案内の P R はしているが、応募が少ない。当然、人口の減少もあり、民間の賃貸住宅もありますので関係しているとの答弁がありました。

土木費についての質疑は終結し、続いて、40 款、消防費についての質疑に入りました。

無人航空機操作研修の内容はとの質疑については、災害、観光等、今後、町の行事等の中でドローンを使うことが多くなるため資格取得をする 3 名の研修費ですとの答弁がありました。

山で遭難した場合等、ドローンを活用していくことはいいのではないのかとの質疑については、規制があり、どこでも飛ばせない。規制を守る研修も受けているので、活用できることは考えていくとの答弁がありました。

これで、消防費についての質疑は終結し、続いて、45 款、教育費についての質疑に入りました。

備品購入で、図書の購入について、何冊買えて、その利用状況はとの質疑については、平成 30 年度の図書購入は 4,374 冊。貸し出しは 8 万 5,085 冊であり、増えているとの答弁がありました。

利神城跡保存活用計画の策定業務の進捗状況はとの質疑については、利神城跡保存活用計画の策定業務については、平成 29 年度から 3 カ年計画で、本年度が最終年度となっている。本年度は 1 回の全体会として委員会を開催し、計画書を取りまとめたいたいの答弁がありました。

子ども歌舞伎について、予定どおり歌舞伎の公演をされているが、学校の統合もあり、

今後の方向性を検討しているかとの質疑については、令和元年については、10月27日に多可町の歌舞伎と合同で公演を予定している。令和2年については、1名となり、検討課題だと認識しているとの答弁がありました。

さよう文化情報センター運営費の自主事業関係、チケット収入での回収率というのは、どれぐらいの推移でしているのかとの質疑に対しては、実質は約30パーセントが入場料で回収しているという形になっている。交付金をあわせても約75パーセントの回収だ。広く町民の方に文化に触れていただく機会の提供をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

これで、教育費についての質疑を終結し、続いて、50款、災害復旧費についての質疑に入り、機械借上料の内容はとの質疑については、公共土木災害の機械借上料であり、町道関連の土砂等撤去に要した経費であるとの答弁がありました。

これで、災害復旧費についての質疑は終結し、続いて、55款、公債費についての質疑に入り、起債の繰上償還の考え方はとの質疑については、地方交付税の合併算定替が終われば、財政運営が困窮するために行革に取り組み、定員管理適正化計画による人件費の削減、債務の圧縮を掲げて取り組んできた。債務の圧縮というのは、繰上償還によって減らすしかなないので、平成26年度、平成27年度ごろより、繰上償還を毎年できるようになってきたとの答弁がありました。

公債費のあり方についてはとの質疑については、財政運営上、余裕があれば、繰上償還をしておくことが非常に有利なわけで、長期的に考えると、財政運営上、町として財政運営がやりやすい状況になる。実質公債費比率も4パーセント台になり、長期的に、これから安定した形での行政サービス、福祉サービス、町民の皆さんに責任を持って提供できる状況になっている。財政運営の中での繰上償還というのは、今後とも継続していきたいとの答弁がありました。

公債費についての質疑は終結し、続いて、60款、諸支出金、80款、予備費の質疑はありませんでした。

以上で、歳出についての質疑を終結しました。

続いて、本決算書添付の関連資料についての質疑に入り、質疑はなく、その他関連資料についての質疑を終結しました。

以上をもって、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

続いて、討論に入り、まず、原案に反対の討論があり、続いて、賛成討論があり、認定第1号を、挙手によって採決し、挙手多数で、認定第1号、平成30年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、決算特別委員会2日目は、令和元年9月4日、水曜日、午前9時開会し、午前11時に閉会しました。

場所は、佐用町役場第1庁舎西館3階議場です。

出席者は、第1日目と同様です。

直ちに審査に入りました。

認定第2号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑を行いました。用地賃貸料、佐用・IDEC有限責任事業組合出資配当金2,000万円の内容はとの質疑については、用地賃貸料は、中山、秀谷の年間賃貸料である。内部留保する金額等を検討して配当金の額を決定しているとの答弁がありました。

これで歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入り、挙手全員で、認定第2号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり

認定しました。

続いて、認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入りました。

滞納分を徴収するのは、相当な努力なり成果があらわれている。取り組みの具体説明をとの質疑については、給与の差し押さえを続けており、勤め先の事業所から、一括で納めさせる約束ができた。また、事業所に、給与調査したところ、事業所から本人に話をされ、一括で納付をされたとの答弁がありました。

特別調整交付金の場合、この年度から交付されるようになったのかとの質疑については、特に、今年度特別交付金ということで、結核・精神の交付金で、平成30年度取り組んだ結核・精神の分が増えたとの答弁がありました。

一般被保険者返納金の内容はとの質疑については、国民健康保険から社会保険に変わり、保険の切りかえができず、国民健康保険を使われていた方に対して、社会保険に変わった時に、その期間分、相当する額を返納いただいているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑に入り、出産育児一時金、その該当者は何人かとの質疑については、出産育児一時金で9人であるとの答弁がありました。

歳出についての質疑は終結し、討論に入り、反対、賛成の討論がありました。

採決に入り、挙手多数で、認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第4号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入の質疑に入り、対前比で下回っているが、その要因は何かとの質疑については、前年は滞納者29人で14名に減となっているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論、賛成討論があり、採決に入り、挙手多数で、認定第4号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第5号、平成30年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、督促手数料について、どう使われた督促料なのかとの質疑については、督促手数料は、1件当たり100円。手数料件数として393件であるとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑に入り、居宅介護サービス給付費負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金は、平成29年、平成28年と比較し、推移はどうなのかとの質疑については、年度ごとの介護給付費の総額で、平成29年度から平成30年度については、おおむね1.6パーセントの増。平成28年から平成29年度は、おおむね6.2パーセントの増になっているとの答弁がありました。

歳出についての質疑は終結し、続いて、平成30年度佐用町介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、質疑はなく、歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑に入り、質疑はなく、歳出についての質疑を終結しました。

討論に入り、原案に反対討論、賛成討論があり、採決に入り、挙手多数で、認定第5号、平成30年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて認定第6号、平成30年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、質疑はなく、歳入についての質疑は終結。

続いて、歳出についての質疑に入り、質疑はなく、歳出についての質疑を終結。

討論に入り、討論なく、討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員、認定第6号、平成30年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第7号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入りました。

滞納繰越分、対前年度比どうであったのかとの質疑については、平成29年度と比較すると、平成29年度が21.6パーセントとなっている。平成30年度は約5パーセントの減となっているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出に入り、質疑なく、歳出についての質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、挙手全員で、認定第7号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第8号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、質疑なく、歳入についての質疑は終結。

続いて、歳出についての質疑に入りました。

機器点検整備委託料、増額になっている。内容の関係で、何年に一度、別の点検作業をしなければいけないのか。新たに、危機管理業務内容が増えたのかとの質疑については、平成30年の4月1日から農業集落排水処理の2つの地区が廃止をして、特定環境公共下水道のほうに接続して、点検等の対象の設備、施設等が増えているとの答弁がありました。

歳出についての質疑は終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、挙手全員で認定第8号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第9号、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、質疑なし、歳入についての質疑は終結。

続いて、歳出についての質疑に入りました。

11条水質検査とは、どういうことをしたのかとの質疑については、浄化槽法の第11条ということで、毎年1回法定に基づき清掃点検を行わなければならないと定めてあるとの答弁がありました。

歳出についての質疑は終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、挙手全員で、認定第9号、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第10号、平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、グループ用ロッジ使用料で、平成29年、平成28年と比べて、どうなのかとの質疑については、利用者数については、平成30年度7,254人で。平成29年度が7,043人ということで、ここ5年間ぐらひは、大体7,200、7,300人で推移しているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑に入りましたが、質疑なく、討論に入り、討論はなく、採決に入り、挙手全員で、認定第10号、平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第11号、平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入りました。

事業収入、平成29年度、平成30年度と若干減っておるが、要因はとの質疑については、平成29年度に比して、約3.2パーセント減額しているが、食事関係のほうで若干の落ち込みが原因ではないのかとの答弁がありました。

歳入についての質疑を終結し、続いて、歳出についての質疑に入りました。

賃金のところで、予算の行為として、13節に流用がされている。委託料ということにな

れば、業務の事前の把握もできるし、予測がつく内容でありながら流用されている。この内容について、詳細に、時期も含めて内容が理解できる説明をとの質疑については、時期については、事由が2月に起きて流用している。清掃業務等委託料ということで流用しており、あとの委託に関しては、ほぼ額の見込みの立つつもりだが、清掃業務委託料については、平成29年度からはシルバーのほうへ委託を振りかえており、特に、平成30年度途中から、(厨房3名が)アルバイトからシルバーの委託に正式に切りかえる必要がでてきたので、委託料のほうが増えたのが原因であるとの答弁がありました。

賄材料費、平成30年度の3,100万円というのは、原価率でいくと、どれくらいかとの質疑については、40パーセントを超えている。料理のメニューを考える段階で、35パーセントから38パーセントの原価率、原則としているが、若干のロスや客単価の減少が原価率を下げられない要因であると考えている。スポーツ合宿のお客様についても、当然、1泊2食付きで、安価に設定しているのが笹ヶ丘荘を選んでいただける第1の要因でもあり、30パーセント台まで、なかなか、原価率を落とし切れていないとの答弁がありました。

歳出についての質疑は終結し、討論に入り、討論なく、採決に入り、挙手全員で、認定第11号、平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第12号、平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑に入り、単価についての説明をとの質疑については、若い人たちに対して、支援ということで、単価についても、議会で報告させていただいており、これまでの単価では売れないし、若者支援ということで、単価を設定しているとの答弁がありました。

歳入についての質疑は終結、続いて、歳出についての質疑に入り、質疑なく、討論に入り、討論もなく、採決に入り、挙手全員で、認定第12号、平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第13号、平成30年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の審査では、歳入歳出とも質疑なく、討論に入り、討論もなく、討論を終結し、採決に入り、挙手全員で、認定第13号、平成30年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第14号、平成30年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、収入及び支出を一括して質疑に入りました。

減価償却で100万円とあるが、これについてはとの質疑については、公用車の関係で廃車をして、新たに購入したとの答弁がありました。

農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑は終結し、討論に入り、討論もなく、採決に入り、挙手全員で、認定第14号、平成30年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定しました。

続いて、認定第15号、平成30年度佐用町水道事業会計決算の認定について、収入及び支出を一括して質疑に入り、質疑なく、討論もなく、採決に入り、挙手全員で、認定第15号、平成30年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

以上をもって、決算特別委員会に審査を付託されました案件の概要報告といたしますが、詳細な委員会議事録は事務局にありますので、ご閲覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

議長（山本幹雄君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終了しておりますので、認定第 1 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず、認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に対する反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 1 号、平成 30 年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

問題点の第 1 は、基金のため込みです。平成 30 年度末基金現在高は、昨年度からさらに 1 億 2,263 万円積み増し、総額 102 億 4,700 万円になりました。これまで、合併 11 年目から普通交付税の一本算定により交付税の大幅な減額が行われるとしていましたが、国の地方交付税の減額緩和措置が行われ、佐用町の地方交付税の大幅削減に備える基金の積み立て根拠は崩れています。また、目的基金である公共施設等整備基金が 2 億 3,236 万円積み増しされ、12 億 6,876 万円にしました。

施設の老朽化は全国の自治体が抱える課題です。総務省自治財政局長は、平成 30 年 1 月の市町村担当者会議で公共施設の老朽化対策をはじめ、地方財政措置を拡充している。こういう状況を考慮した上で、基金の適正管理をお願いしたいと発言しています。佐用町だけが備えるというものではありません。

一方、目的基金の歯科保健センター運営基金など 3 基金の廃止を行いました。歯科保健センターの事業は、全町民の口腔ケアにより健康増進のために大事な事業です。歯科保健センター基金の廃止は、町の福祉後退の姿勢を示したと言えます。

合併算定替に備えるとして、積み立てている基金は、町民の暮らしを守るために活用すべきでした。

第 2 は、公債費です。平成 30 年度繰上償還額は 11 億 9,200 万円でした。先ほど言いました基金のため込み、また、交付金、公債費の繰上償還ではなく、今の町民が求めている事業への活用を図るべきでした。

第 3 は、町民の暮らし応援です。国保税や介護保険料、利用料の軽減のために、一般会計からの繰り入れを行い、負担軽減に取り組むべきでした。交通弱者が増加する中、外出支援サービス、さよさよサービスの毎日運行、福祉タクシーの利用回数制限の緩和、コミュニティバスの毎日運行や全町域を網羅した公共交通など、利用者の利便性向上に努めるべきでした。子育て支援では、学校給食への補助は半額補助ではなく無料化で支援を図るべきでした。無料化によって事務費の削減にもなります。小中学校児童生徒への副教材費

相当分の補助は、商品券による町内業者の売り上げ増の効果は限定的で経費と職員の手間もかかります。義務教育は無償という原則に立ち、教材費実費は保護者からの集金はしない方式にすべきでした。保育士の正規雇用を増やし、保育の質の向上など、職員の職業意識の向上を図るべきでした。文化スポーツの発展を支援するとともに、町民の公共施設使用料は減免すべきでした。

第4は、地域産業の振興、推進です。地域経済を支える中小企業振興条例を制定し、支援すべきでした。また、地域循環型の経済政策を進め、住宅店舗リフォーム助成事業を実施すべきでした。公契約条例を制定すべきでした。

最後に、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりは一層大切になっています。地域産業の振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉の充実に不十分な決算であることを指摘し、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次は、賛成討論の方がありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、1番、金澤君。

1番（金澤孝良君） 平成30年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の決算については、先の決算特別委員会でも明らかになったように、執行内容については、何ら問題なく予算されていた内容が適正に執行されたものとなっています。

特に、年間執行を通じての財政内容を見ますと、監査意見書にも示されているように、実質収支は9,278万円の黒字で、実質的な黒字要素となる財政調整基金への積立額や、繰上償還金を勘案すると、実質単年度収支は11億4,000万円余りもの黒字となっております。

また、継続的な町財政の状況を判断する財政数値から見ても、経済的な経費に占める公債費の額に影響されて、経常収支の比率が0.4ポイント増加しましたが、合併特例債や過疎対策事業債の有効な活用による財源の確保や中期展望による起債の繰上償還や基金への積み立てが行われてきたことにより、実質公債費比率は4.8パーセントと良化を示し、将来負担比率もゼロパーセントを維持しております。

こうした判断比率からも明らかになるように、将来を見据えた堅実かつ安定した財政運営が平成30年度も行われたことを評価して、私の賛成討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第1号、平成30年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の

認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第2号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

平成30年度から県が国民健康保険の保険者、運営責任者になり、町は納付金を納めることが義務づけられる制度となりました。

また、国の調整交付金の新設され、交付金は医療費削減、あるいは収納率向上の努力を国が判定し、予算を配分するというもので、一般会計からの繰入解消や滞納制裁の強化、給付抑制の競争に町として駆り立てられることになりました。

国民健康保険の平均保険税額、率は9.9パーセント。後期高齢者医療で8.4パーセント、協会けんぽが7.6パーセント、組合健保で5.3パーセントです。このように国民健康保険税の負担率が他の医療保険と比較して異常に高いことが指摘されてきています。

国民健康保険は、国民健康保険法で国の責任で国民に医療を保障する制度としてなっていますが、国は行政改革の名のもとに1984年に負担割合を総医療費の45パーセントから38.5パーセントに減らしてしまいました。この時期から国保の財政運営が悪化し、国民健康保険税の引き上げが避けられなくなりました。

町は、こうした国の悪政に対して町民を守る防波堤の役目を発揮して、一般会計からの繰り入れを増額し、町民負担軽減を図るべきでした。

平成30年度一般会計からのその他繰入額は、当初予算額で6,000万円に対し、決算では1,347万円になりました。当初予算額は軽減するのではなく、住民負担の軽減に生かすべきでした。

正規でない保険証の発行がされています。これは、保険税があまりにも高く払いきれない実態のあらわれと言えます。

申請減免制度は国があらかじめ適用基準を定め減免する法定減免ですが、これに当てはまらず生活に困っている世帯や失業、病気などで収入が著しく減った世帯などが対象に

なるもので、命と健康を守るために活用が求められます。活用すべきでした。

国保税が高くなる要因として、世帯の人数を算定基礎とする均等割があります。子育て世帯支援のために均等割を独自で減免している自治体が広がっております。佐用町も取り組みを進めるべきでした。

以上指摘し、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 認定第3号、佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

決算の内容につきましては、特別委員会審議でも明らかなように、被保険者の皆さんが、安心して給付を受けることができるように、安定的に運営されています。

特に、財政的な側面から見ますと、本年度から財政運営主体を兵庫県が行い、各保険者に対して交付金として支出される形となりました。

これを受けて保険者である佐用町としては、事業納付金の財源となる税の徴収についても恒常的な取り組みを行い、現年分については、収納率こそ0.6ポイント減少したものの、収納済額においては、昨年同様の3億4,900万円を徴収し、さらには滞納分については、徴収率で4ポイントも増加させ、1,600万円の実績を上げ、高額滞納者への対応にも積極的な取り組みを見せています。

また、佐用町の責任負担として法定外の繰入金も昨年を大きく上回る1,300万円以上行い、被保険者の負担軽減に努めさらには保険給付費準備基金に対して2,800万円の積み立てを行い、基金目的額に向けて大きく努力を進めている内容は、今後の国保運営に寄与するものであり、その姿勢が評価できることも申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第3号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2 番（児玉雅善君） 認定第 4 号、後期高齢者特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度で、診療報酬を別建てにし、病院が医療行為をすればするほど赤字になる制度となっています。

2 年ごとに保険料が上がり、負担増を押しつける悪法です。

本町においても、平成 30 年度、均等割額を 550 円引き上げ、4 万 8,885 円にし、所得割率は 10.17 パーセントとしました。こんな制度のもとでは、高齢者に必要な医療行為が受けられる保障はありません。

老人福祉法には、多年社会の進展に寄与していたものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されると明記されています。

高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。

しかし、現役世代の低賃金、社会保障制度の改悪などにより多くの高齢者の生活は逼迫し、老々介護の疲れからの無理心中や孤独死などの悲しい出来事が連日メディアをにぎわしています。

高齢者世帯では、年収 200 万円以下の層が 4 割を占め、国民年金だけを受給する人の受給額は月 5 万円余り、厚生年金でも女性の平均受給額は基礎年金分も含めても 10 万円余りです。

政府は老後の暮らしを支える柱である公的年金をマクロ経済スライドの導入などにより年金の削減を推し進め、挙句の果てに 100 歳まで生きるには 2,000 万円用意しろなどと言っています。

高齢者の医療制度は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が 2 年ごとに引き上げる仕組みとなっておりますが、年金が引き下げられ、国民健康保険料や介護保険料、消費税などの負担が増え、高齢者の暮らしは、ますます厳しくなっています。

また、10 月からは消費税の引き上げも予定され、高齢者はもちろん、町民の生活は、ますます厳しいものとなっていくことが予測されます。

保険料は引き上げるものでなく、下げるからこそが必要でした。

幸いなことに、佐用町には、住民 1 人当たりになると県下では断トツ、全国でもトップクラスと言われる基金があります。その基金の一部を取り崩してでも、これまでの佐用町を支え、築き上げていただいた高齢者の皆様の負担を少しでも軽くするために、保険料を軽くするべきだったと思います。

今回の保険料の見直しの際には、政府の言いなりになるのではなく、佐用町独自の施策を貫き、後期高齢者医療保険料の引き下げを強く要望し、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計に対する反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、3 番、加古原君。

3 番（加古原瑞樹君） 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ご存じのとおり、後期高齢者医療制度は、年々高齢化が進み、医療費が増えていく中、

県の広域連合に運営を一元化し、若い世代が高齢者を支えるとともに高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を維持していく支え合いの仕組みです。

この平成 30 年度の決算においても、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金約 2 億 7,806 万 1,000 円がほとんどであります。

また、一般会計から約 9,618 万円の繰り入れを行いながら、実質収支 457 万円の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けれるため、また、高齢者医療制度の維持のために努力されております。このことから決算認定に賛成し、討論とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第 4 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 5 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 5 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

介護保険制度は平成 12 年、2000 年にスタートしました。かつて、介護サービスは福祉制度と医療制度で行われていたものを、介護保険制度に移行して、それまでの国の負担を少なくし、保険料、利用料として利用者の負担を増大させてきました。

平成 30 年度は第 7 期介護保険事業計画で、保険料が基準月額 5,600 円から 23 パーセント増の 6,900 円に引き上げられました。大幅な保険料の引き上げではなく一般会計からの繰り入れで保険料・利用料の軽減をするべきでした。国の社会保障が後退する中で介護の充実・改善を図るとともに、介護労働者の労働条件を改善するべきでした。

以上、指摘して反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4 番、千種君。

4 番（千種和英君） 認定第 5 号、平成 30 年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい

て、賛成の立場で討論をさせていただきます。

制度運用開始から 19 年を経た介護保険事業は、平成 30 年度は第 7 期介護保険事業計画の初年度であります。

佐用町の現状においては、高齢化が進み、多くの被保険者である方々が生活をされています。

そんな中、現状に対応できるよう介護福祉施設も充実し、介護サービスを受けやすい環境にあります。

しかし、これは反面、給付額の増額に直面するという懸念材料でもあります。

平成 30 年度決算においては、4 億 3,600 万円余りを繰り入れ、当初予算の 4 億 800 万円から大幅に補正し、繰入額を増やした結果、安心してサービスを受けられました。この点は、大いに評価される決算であります。

ただ、一般会計からの繰り入れは、3 億 8,900 万円余りで前年と比べ微増であり、また、年々増加傾向にあります。今後も厳しい財政運営が続くと思われませんが、介護予防の重点化にも注力しつつ、適正かつ住民が安心できる制度の運用を求め賛成の討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第 5 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 6 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 7 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第7号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第8号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第9号、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり

認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 10 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 15 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 15 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 22 に入ります。

日程第 22 から日程第 24 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 22. 議案第 41 号 財産の取得の変更について（一般事務用パソコン 110 台及び周辺機器

一式)

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 22、議案第 41 号、財産の取得の変更について（一般事務用パソコン 110 台及び周辺機器一式）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 41 号、財産の取得の変更について、提案のご説明を申し上げます。

6 月議会におきまして、事務用パソコンの基本ソフトをウインドウズ 7 からウインドウズ 10 へ変更することに伴い、一般事務用パソコン 110 台及び周辺機器一式の購入に係る、財産の取得につきまして、議決をいただいたところでございます。

今回の提案につきましては、取得に係る契約金額を 33 万 3,720 円増額し、1,680 万 3,720 円に変更しようとするものでございます。

今回の変更は、パソコン 110 台のうち、20 台につきまして、ノート型パソコンから、デスクトップ型パソコンに変更したためでございます。

以上、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから、議案第 41 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 最初、ノート型が、今度、デスク型になったんですけれど、それは、どうしてなんですかということが 1 点。

それから、前にちょっと、聞かなんだんですけれど、周辺一式いうたら、どういう中身が、どのようなものが入っておりますか。そこらへんについてお答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、周辺機器というところですが、デスクトップ型パソコンは、今回、本体のみ CPU とかメモリとか、そういうのが入った本体のみを購入する計画で上げておるわけでございます。

ですから、あと要ることになるのが、基本ソフトとか、もともとついておるオフィスとか、そういったエクセルとかワード、そういったものとか、そういったものと、あと関連

の機器、細々とした機器、そういうのを周辺機器一式ということで、くくっておるわけでございます。

それから、今回の、そもそもの変更理由でございますけれども、ノート型からデスクトップ型に変えたということで説明をしましたが、これは、110 台と申し上げましたが、そのうち 10 台がノート型、100 台がデスクトップ型ということで、その 100 台本体のみを買い替える計画をしておったところでございます。

ところが、この 100 台、だからデスクトップをデスクトップに変えるということで計画をしておったんですが、実態を調べてみましたら、その 100 台のうち 20 台は変更前のものがノート型のパソコンがあったわけでございます。ですから、デスクトップ型のパソコンというのは、本体と画面、ディスプレイと、それからキーボード、それからマウスというのがなければ動きませんので、本体だけの予算では買えなくなったということです。

ですから、初め、デスクトップ型が 100 台あったと、それを本体だけ変えようと思っておったものが、実は、そのうち 80 台がデスクトップ型で 20 台がノートであったということで、20 台のノート型というのは、当然、本体のみの予算しか置いていないわけですから、あとディスプレイとキーボードとマウスの予算が追加で必要になったということで、今回の変更を提案させていただいたわけでございます。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） ほな、それらのチェックいうのか、誰がして、どんな格好でやっておるんかいのが 1 点。

それと、前にもちょっと聞いたけれど、本体と周辺機器も、この落札した業者が全部引き取って、それは全部無償やね。どっちも。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

以前にもお答えしたと思うんですけども、更新前の機器は全部無償で引き取るというんですか、今回の契約の中で、その値段の中で行うということで、契約をしております。

それから、チェックでございますが、これは申し訳ございません、これは、担当職員と現場とのやり取りでやっておったものでございまして、その 20 台、ちょっとチェック漏れがあったということで、申し訳なく思っております。申し訳ございません。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 41 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 41 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号、財産の取得の変更について
（一般事務用パソコン 110 台及び周辺機器一式）は、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 42 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議案第 42 号、佐用町職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 42 号、佐用町職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年 10 月 1 日より兵庫県の最低賃金が、1 時間当たり 871 円
から 28 円引上げられ 899 円に改定されることに伴い、別表第 1 のうち非常勤職員報酬・
給料表を改正するものであります。その内容でございますが、新旧対照表によりまして説
明をさせていただきます。

まず、マイクロバス等運転員であります但 1 日当たり 1 万 3,000 円を 1 万 4,000 円に、
1 時間当たり 1,680 円を 1,710 円に、スクールアシスタント及び適応指導教室指導員は、
1,530 円を 1,560 円に、一般事務補助員、保育士、調理員、放課後児童補助員、添乗員、清
掃員、一般行政職員及び技能労務職員につきましては、それぞれ 1 時間当たり 880 円を 910
円に、890 円を 920 円に、用務員につきましては 1 日あたり 6,900 円を 7,100 円に改正す
るものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これから、議案第 42 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（町道久木原線道路防災工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 24、議案第 43 号、工事請負契約の締結について（町道久木原線道路防災工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 43 号、町道久木原線道路防災工事に係る工事請負契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本工事は、昨年より実施しております町道久木原線道路防災工事で、工事概要は、4 工区、延長 297 メートルの間におきまして、落石防止網と落石防護柵の設置を行うもので、完成は令和 2 年 3 月末を予定いたしております。

現況法面はモルタル吹付がしてありますが、山腹に転石が多く点在し、落石もあることから、本工事を施工し車及び歩行者の安全を図りたいと考えております。

本工事の入札につきましては、町内 9 社を選定し、去る 9 月 19 日に指名競争入札を行いました。

その結果は、消費税込みで 2 億 1,835 万円で、うち消費税は 1,985 万円でございますが、契約の相手方は、佐用町安川 205 番地 1、株式会社ユーテック、代表取締役、森崎悠爾（もりさき ゆうじ）氏に、決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから、議案第 43 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 応札 9 社がありましたけれど、入札率は何ぼで落ちましたか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 落札率につきましては、89.9 パーセントでございます。

議長（山本幹雄君） ほかよろしいですか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 43 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号、工事請負契約の締結について（町道久木原線道路防災工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。
お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定しました。

日程第 26. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 26、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、第 90 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

午前 11 時 56 分 閉会

議長挨拶

議長（山本幹雄君） 閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

今期定例会は、9 月 2 日から本日まで、23 日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。

その間、平成 30 年度決算認定や、令和元年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、まことにありがとうございました。

特に、決算特別委員会の金谷委員長、小林副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦勞さまでございました。

また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の夏も猛暑でありました。季節もいよいよ秋たけなわとなっており、町内各地で秋祭り等の行事も多数予定されておりますが、夏の疲れが出ませんよう、議員各位におかれましても、体調に十分留意いただき、ますます議員活動にいそしんでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、町当局におかれましても、町発展のため一層ご尽力いただきますことをお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵逄典章君） 失礼します。

それでは、9 月定例議会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

まずは、今 9 月議会におきましては、平成 30 年度の各会計の決算、また、今年度におきます補正予算、そして、条例の制定と、多くの案件を上程をさせていただき、それぞれ慎重にご審議を賜りありがとうございました。

それぞれ原案どおり認定、また、可決、承認をいただきましたこと、改めて、厚くお礼を申し上げます。

令和元年も、これで 9 月で上半期が終わり、10 月から下半期に入ります。

上半期におきましては、幸い、私たちの佐用町におきましては、大きな災害もなく、おむね計画どおり、いろいろなものが、事業が進んでまいっております。

全国、ああして各地を見ますと大きな災害が発生をして、大変な今年も状況が生じておりますけれども、今のところ上半期、こうして平穏な形で、次の下半期が迎えられるということに対しまして、大変うれしく感謝をしたいと思っております。

もう下半期に入れば、いよいよ次年度に向けて、また、いろいろな事業計画、また、それに伴う予算編成の作業に入っていかなければなりません。

今年は、ちょっと1日早いんですけれども、9月30日に職員を集めて、次年度の予算の編成方針等につきまして説明をして、鋭意これから予算編成を行ってまいりたいと思っております。

そういう予算の編成におきまして、今議会にでも、いろいろいただきました決算についてのご意見、また、ご指摘につきましても、当然、また、予算に反映をさせていただけるところはさせていただきたいというふうに考えております。

今年度のそういう特に台風災害の状況を見ますと、これまで、私も、ああいう停電、ライフラインのあつた大きな被害、これに伴う住民生活が破壊されていく、これは現在の災害の中において、非常に心配をしてきていることが、実際に、ああして大きく起きたということで、これは全国の自治体と、ほぼ同じような状態だというふうに思います。

これまでも、倒木による停電と、特に、山間部におきましては、以前にも発生をして、その後、そうした被害を少しでも事前に防ぐために関西電力とも協力して、そうした支障木の事前の伐採等も一部取り組んだ経緯がございます。

ただ、今、ますます山が管理ができず、木はどんどんと大きくなって、谷谷のところに送電線が走っているわけですが、そういうものが倒木によって切断され、停電を起こすという、こうした状況というのは、ますます、これから危険が非常に高いということで、このたびの千葉の復旧がなかなかできない。まだ、今月いっぱいかかっても全ての復旧ができないだろうと言われているような、そんな長時間にわたる停電を起こしている大きな原因というのは、そういうことが原因になっているわけであります。

そういう対策について、これから、当然、危険を取り除くためには、少しでも、そうした危険を軽減していくためには、山林、山の管理等、これもしっかりと取り組んでいかなきゃいけない課題であるというふうに、改めて非常に強く思っているところでございます。

来年度、一気にできませんけれども、来年に向けて、いろんな課題がございます。平成30年度の予算、決算につきましては、こうして認定いただきましたけれども、今後、そうした予算編成に当たりまして、議員各位からも、いろんなまた、それぞれのご指導、ご意見も賜りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで、お礼の御挨拶は終わらせていただきますけれども、この後、2点ほど、皆さんにご報告をさせていただかなければならないことがあります。

その時間をいただきたいのと、今日、こうして坪内副町長が復帰をしてくれております。副町長も40日にわたる入院という形になりました。元気に復帰をしてくれました。

今日は、開会前に一言、こうして御挨拶をさせていただいておればよかったと思うんですが、一番最後になりましたけれども、副町長のほうからも、また、元気で復帰して、そうした、これからの、それぞれの、また、予算編成等、副町長を中心に取り組んでいきますので、御挨拶を後からさせていただきますので、その時間もいただきたいと思います。

まずは、本当に皆さん、お疲れさまでした。

そして、予算委員会に当たりましては、金谷委員長や小林副委員長、本当にお世話になりました。

そして、議長、本当にありがとうございました。